

一般財団法人広島県教育職員互助組合定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人広島県教育職員互助組合と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を広島県広島市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、組合員に対する福利厚生事業を実施し、組合員及びその親族の生活の安定と福祉の増進を図り、もって教育行政の円滑かつ能率的な運営に協力するとともに、広島県における教育文化の振興発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 組合員に対する共済事業（事業の一部については、その親族を対象とするものを含む。）・貸付事業等の福利厚生に関する事業
- (2) 教育文化の振興に関する事業
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(財産の種別)

第5条 この法人の財産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

- 2 基本財産は、別表の財産とする。
- 3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産の管理運用)

第6条 この法人の財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって安全かつ効率的に管理運用しなければならない。

(基本財産)

第7条 この法人の基本財産については、理事会の決議によって別に定めるところにより、信用ある金融機関に預け入れ、若しくは信託会社に信託し、又は国債、地方債その他確実な有価証券に換えて、保管しなければならない。

2 基本財産の全部若しくは一部を処分しようとするとき又は基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を受けなければならない。

(経費の支弁)

第8条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業年度)

第9条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を経て、評議員会の承認を受けなければならない。なお、この事業計画書及び収支予算書を変更する場合も、同様の承認を必要とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第11条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類については、定時評議員会に提出し、承認を受けなければならない。

3 前項の定時評議員会の終結後直ちに、法令で定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

4 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

(会計の原則)

第12条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣例に従うものとする。

2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第4章 評議員

(評議員の定数等)

第13条 この法人に、組合員から選出される評議員3名以上15名以内を置く。

2 評議員のうち、1名を評議員会会長、1名を評議員会副会長とする。

(評議員の選任及び解任等)

第14条 評議員の選任及び解任は、評議員会の決議により行う。

2 評議員会の会長及び副会長は、評議員会において評議員の互選により選任する。

3 評議員は、この法人の理事、監事又は事務局職員を兼ねることができない。

4 この法人と評議員との関係は、委任に関する規定に従う。

(評議員の任期)

第15条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げないものとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第13条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第16条 評議員に報酬は支給しない。ただし、その職務を行うために要する費用弁償を行うことができる。

2 前項の費用弁償に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。

第5章 評議員会

(構成)

第17条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第18条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 評議員、理事及び監事の費用弁償の支給基準
- (3) 定款の変更
- (4) 事業報告及び決算の承認
- (5) 事業計画及び収支予算の承認

- (6) 残余財産の処分
 - (7) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (8) 理事会において評議員会に付議した事項
 - (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
- 2 前項の規定にかかわらず、個々の評議員会においては、当該評議員会の招集通知に記載した評議員会の目的である事項以外は、決議することができない。

(種類及び開催)

第19条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。

- 2 定時評議員会は、毎事業年度終了後3か月以内に1回開催する。
- 3 臨時評議員会は、必要がある場合にいつでも開催することができる。

(招集)

第20条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 前項の規定にかかわらず、評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前項の規定による請求があったときは、理事長は、遅滞なく評議員会を招集しなければならない。
- 4 評議員会を招集する場合において、理事長は、開催日の5日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって招集の通知をしなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。
- 6 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、常務理事が評議員会を招集する。

(議長)

第21条 評議員会の議長は、評議員会会長がこれに当たる。

- 2 評議員会会長が欠け、又は評議員会会長に事故等があつて、評議員会に出席できない場合は、評議員会の議長は、評議員会副会長がこれに当たる。

(定足数)

第22条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第23条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 2 前項前段の場合において、議長は評議員として議決に加わることはできない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評

議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第27条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任するものとする。

(決議の省略)

第24条 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第25条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 議長及びその会議に出席した評議員の中から選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。
- 3 議事録（評議員会の決議があったものとみなされた書面を含む。）については、評議員会の日（前条の規定により評議員会の決議があったものとみなされた日を含む。）から10年間、主たる事務所に備え置かななければならない。

(評議員会の運営に関する事項)

第26条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会の決議により別に定める。

第6章 役員

(役員を設置)

第27条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上11名以内
 - (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
 - 3 理事長以外の理事のうち、1名を常務理事とする。
 - 4 第2項の理事長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の代表理事とし、前項の常務理事をもって、一般法人法第197条において準用する同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任等)

第28条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、この法人の理事又は事務局職員を兼ねることができない。
- 4 この法人と理事及び監事との関係は、委任に関する規定に従う。

(理事の職務及び権限)

第29条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 理事長に事故があるときは、理事の互選により、理事長の職務代行者 1 名を選出する。
- 4 常務理事は、理事会において、別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 5 理事長及び常務理事は、毎事業年度に 4 か月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を、理事会に報告しなければならない。
- 6 理事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、その事項について必要な説明をしなければならない。ただし、その事項が評議員会の目的である事項に関しないものである場合その他正当な理由がある場合として法令で定める場合は、この限りでない。

(監事の職務及び権限)

第30条 監事は、次の職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) いつでも、理事及び事務局職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすること。
- (3) 理事会及び評議員会に出席して、必要があると認めるときは、意見を述べること。
- (4) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員任期)

第31条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げないものとする。

- 2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げないものとする。
- 3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第27条第 1 項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事

としての権利義務を有する。

(役員解任)

第32条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第33条 理事及び監事に報酬は支給しない。ただし、その職務を行うために要する費用弁償を行うことができる。

- 2 前項の費用弁償に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。

(取引の制限)

第34条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
 - (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第35条 この法人は、理事又は監事の一般法人法第198条において準用する同法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

第7章 理事会

(構成)

第36条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第37条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

- (4) 事業報告及び決算の承認
- (5) 事業計画及び収支予算の承認
- (6) 評議員会招集の日時，場所及び目的である事項等の決定
- (7) この定款に基づく規則等の制定，変更及び廃止

(種類及び開催)

第38条 理事会は，通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は，毎事業年度2回開催する。
- 3 臨時理事会は，必要がある場合にいつでも開催することができる。

(招集)

第39条 理事会は，理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは，常務理事が理事会を招集する。
- 3 前2項の規定にかかわらず，理事長及び常務理事を除く理事は，理事長又は常務理事に対し，理事会の目的である事項及び招集の理由を示して，理事会の招集を請求することができる。
- 4 前項の規定による請求があったときは，その請求日から5日以内に，その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
- 5 理事長又は常務理事は，理事会の開催日の5日前までに，理事及び監事に対して，会議の日時，場所及び目的である事項を記載した書面をもって招集の通知をしなければならない。
- 6 前項の規定にかかわらず，理事及び監事の全員の同意があるときは，招集の手続を経ることなく，理事会を開催することができる。

(議長)

第40条 理事会の議長は，理事長がこれに当たる。

- 2 理事長が欠け，又は理事長に事故等があつて，理事会に出席できない場合は，理事会の議長は，常務理事がこれに当たる。

(定足数)

第41条 理事会は，理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第42条 理事会の決議は，法令又はこの定款に別段の定めがあるもののほか，決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し，その過半数をもって決し，可否同数のときは議長の決するところによる。

- 2 前項前段の場合において，議長は理事として議決に加わることはできない。

(決議の省略)

第43条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において，その提案について，特別の利害関係を有する理事を除く理事の全員が書面により同意の意

思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。
ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(議事録)

第44条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、理事長が欠席した場合は、出席した理事及び監事の全員が記名押印するものとする。
- 3 議事録（理事会の決議があったものとみなされた書面を含む。）については、理事会の日（前条の規定により理事会の決議があったものとみなされた日を含む。）から10年間、主たる事務所に備え置かなければならない。

(理事会の運営に関する事項)

第45条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の決議により別に定める。

第8章 特別委員会

(特別委員会)

第46条 この法人の事業を推進するため、理事長は、特別委員会を設置することができる。

- 2 特別委員会の委員は、理事長が委嘱する。
- 3 特別委員会に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第9章 組合員及び事務局

(組合員)

第47条 この法人に、組合員を置く。

- 2 前項の組合員は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 公立学校共済組合広島支部に加入する組合員
 - (2) この法人の常勤の役職員
 - (3) 前各号の退職者
 - (4) その他前各号に準ずる者として評議員会が承認した者
- 3 組合員は、この法人の目的及び事業の推進に積極的に協力しなければならない。
- 4 前2項に定めるもののほか、組合員の資格得喪、掛金その他組合員に関する必要な事項は、理事長が評議員会の決議により別に定める組合員に関する規則による。

(掛金)

第48条 組合員は、前条第4項の組合員に関する規則に基づき、掛金を納入しなければならない。

(事務局の設置)

第49条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局に事務局職員として、事務局長及び必要な事務局員を置く。
- 3 事務局長及び事務局員の任免は、理事長が行う。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

(帳簿及び書類の備置き)

第50条 この法人の主たる事務所には、次に掲げる帳簿及び書類を備え置かなければならない。

- (1) 定款
- (2) 評議員、理事及び監事の名簿
- (3) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 過去10年間の評議員会及び理事会の議事録
- (5) 現年度の事業計画書及び収支予算書
- (6) 過去5年間の事業報告及び計算書類等
- (7) 過去5年間の監査報告書
- (8) その他法令で定める帳簿及び書類

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第51条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第14条についても適用する。

(解散)

第52条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

- 2 前項の解散をしたときは、遅滞なくその旨を広島県知事に届け出なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第11章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第54条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(個人情報の保護)

第55条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公告の方法)

第56条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第12章 補 則

(委任)

第57条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般財団法人の設立の登記の日から施行する。

2 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記及び一般財団法人の設立の登記を行ったときは、第9条の規定にかかわらず、当該解散の登記の日の前日を特例民法法人の事業年度の末日とし、当該設立の登記の日を一般財団法人の事業年度の開始日とする。この場合において、一般財団法人移行の際の特例民法法人の事業報告及び決算は、一般財団法人が引き継ぐものとする。

3 この法人の最初の理事長は、・谷 敏治、常務理事は、大原 重秋とする。

【別表】 基本財産（第5条第2項関係）

財産種別	内 訳
定期預金	10,000,000円